

8・1 4名の死刑執行に抗議します

昨日（8月1日）、東京拘置所で永山則夫さんと神田英樹さんが、札幌拘置所で日高安政さん、信子さんが処刑されました。私たちは、この4名に対する死刑執行に強く抗議します。

永山さんは19歳のときに4人を次々に射殺したとして逮捕されて以来、獄中手記を『無知の涙』『人民を忘れたカナリヤたち』などにまとめてきました。彼が自らと社会に対して問うたものに対する答えが死刑執行だということでしょうか。また、一番での死刑が二審で無期懲役に減刑されたものの高裁に差し戻し、あえて死刑判決を確定させた最高裁の責任も重大です。死刑と無期の境界はあいまいで、裁判官の判断も個人差があるのです。

日高さん夫妻は、昭和天皇の死亡による恩赦の可能性があるかと錯誤して88年に控訴を取り下げ、死刑判決が確定しました。しかし、高裁・最高裁の審理も受けずに死刑が確定し、処遇も一変したことの重大さから、96年に裁判の再開を求め申し立てを札幌高裁に行いました（今年6月最高裁はこの訴えを退けた）。いったんは本人の意思で控訴を取り下げたとしても、その後の裁判再開の要求を却下し、上訴審の審理を得る権利を奪ったまま死刑を執行するなど、あってはならないことです。

どんな死刑執行も大きな問題や矛盾をはらんでいます。しかも一度執行してしまったら、とりかえしがつかないのです。

法務省は93年3月に、3年4ヶ月ぶりに死刑執行を再開して以来、毎年2回、6～7名の死刑確定者を処刑してきました（94年は2名）。その中には、70歳近い老人、精神的に病んだ人、再審を準備中の人もいました、今回、死刑執行命令書に捺印した法務大臣・松浦功は、昨年12月に続いて2度目、7人もの処刑を命じたこととなります。私たちは、このように死刑執行があたりまえのように行われることに、強い危惧を抱きます。

死刑の執行や死刑制度の存続では“犯罪”の防止も、私たちの社会が抱える問題も解決できないことをあらためて訴えます。

1997年8月2日

東京拘置所のそばで死刑について考える会

（そばの会）

東京都荒川区南千住1-59-6-302